

大阪府河川構造物等審議会  
「三大水門景観検討部会」運営要領

第1 趣旨

大阪府河川構造物等審議会規則（平成24年大阪府規則第273号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、改築する三大水門の景観検討方針および木津川水門・安治川水門の景観設計において配慮すべき事項について検討するため、大阪府河川構造物等審議会に三大水門景観検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組織

(1) 部会は、規則第6条第2項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- ① 規則第2条第2項に規定する委員 3名程度
- ② 規則第3条第2項に規定する専門委員 2名程度

(2) 部会に部会長を置く。部会長は、委員の中から会長が指名する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会議

(1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第4 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和2年8月3日から施行する。